

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条―第9条）</p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切にし、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。</p> <p>しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。</p> <p>これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。</p> <p>これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。</p> <p>さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにそ</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条―第9条）</p> <p><u>第3章の2 地域自治協議会（第9条の2）</u></p> <p>第4章～第9章 略</p> <p>附則</p> <p>わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切にし、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してきました。</p> <p>しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。</p> <p>これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市が力を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。</p> <p>これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かしていくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちにするために、この条例を制定します。</p> <p>さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにそ</p>

現行	改正案
<p>の実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。</p> <p>(定義)</p>	<p>の実現を図るための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的とする。</p> <p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(まちづくりの基本理念)</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(8) <u>地域自治協議会 共同体意識の形成が可能な一定の地域において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体が一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織をいう。</u></p> <p>(まちづくりの基本理念)</p>
<p>第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>(3) <u>すべて</u>の人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。</p> <p>(4)・(5)略</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p>	<p>第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。</p> <p>(1)・(2)略</p> <p>(3) <u>全て</u>の人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。</p> <p>(4)・(5)略</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p>
<p>第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとって、市民参画及び協働によらなければならない。</p>	<p>第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとって、市民参画及び協働によらなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(1) 略</p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。</p> <p>(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校_____及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(市民公益活動団体の役割)</p> <p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校_____及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校_____及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(学校の役割)</p> <p>第8条 略</p> <p>(市の責務)</p> <p>第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。</p> <p>2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者_____が行う市</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。</p> <p>(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(市民公益活動団体の役割)</p> <p>第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>(学校の役割)</p> <p>第8条 略</p> <p>(市の責務)</p> <p>第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。</p> <p>2 市は、市民、市民公益活動団体、<u>事業者及び地域自治協議会</u>が行う市</p>

現行	改正案
<p>民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(情報の収集及び共有)</p> <p>第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校____が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校____及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(学習機会の提供等)</p> <p>第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校____が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p><u>第3章の2 地域自治協議会</u> (<u>地域自治協議会</u>)</p> <p><u>第9条の2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体は、主体的かつ一体となって地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちをつくるため、市長の認定を受けて地域自治協議会を設置することができる。</u></p> <p><u>2 地域自治協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。</u></p> <p>(1) <u>民主的で透明性が確保された運営がされていること。</u></p> <p>(2) <u>市民等にかかれた取組を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を定めるとともに、意思決定を行うための機関を設置すること。</u></p> <p>(4) <u>地域自治協議会の会議が原則として公開されていること。</u></p> <p><u>3 地域自治協議会は、区域内での情報共有や連絡調整を積極的に図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>4 地域自治協議会の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(情報の収集及び共有)</p> <p>第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。</p> <p>2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校、<u>地域自治協議会</u>及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。</p> <p>(学習機会の提供等)</p> <p>第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、<u>学校及び地域自治協議会</u>が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。</p>

現行	改正案
<p>(拠点施設の機能の充実)</p> <p>第12条 略</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の<u>すべて</u>において参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者_____からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者_____が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体及び事業者_____からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。</p> <p>(市民参加の方法及び実施)</p> <p>第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。</p>	<p>(拠点施設の機能の充実)</p> <p>第12条 略</p> <p>(市政への参画の機会等)</p> <p>第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、____学校及び地域自治協議会が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の<u>全て</u>において参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体、____事業者及び地域自治協議会からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体、____事業者及び地域自治協議会が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。</p> <p>(2) 市民、市民公益活動団体、____事業者及び地域自治協議会からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。</p> <p>(市民参加の方法及び実施)</p> <p>第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者、____学校及び地域自治協議会の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者、____学校及び地域自治協議会から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及び学校_____の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。</p> <p>第12条～第16条 略</p> <p>第17条 市は、市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者、__学校及び<u>地域自治協議会</u>の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。</p> <p>第12条～第16条 略</p> <p>第17条 市は、市民公益活動団体<u>及び地域自治協議会</u>が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。</p> <p>以下省略</p>